組織的対応（ 緊急時・いじめ認知時 ）

別紙４

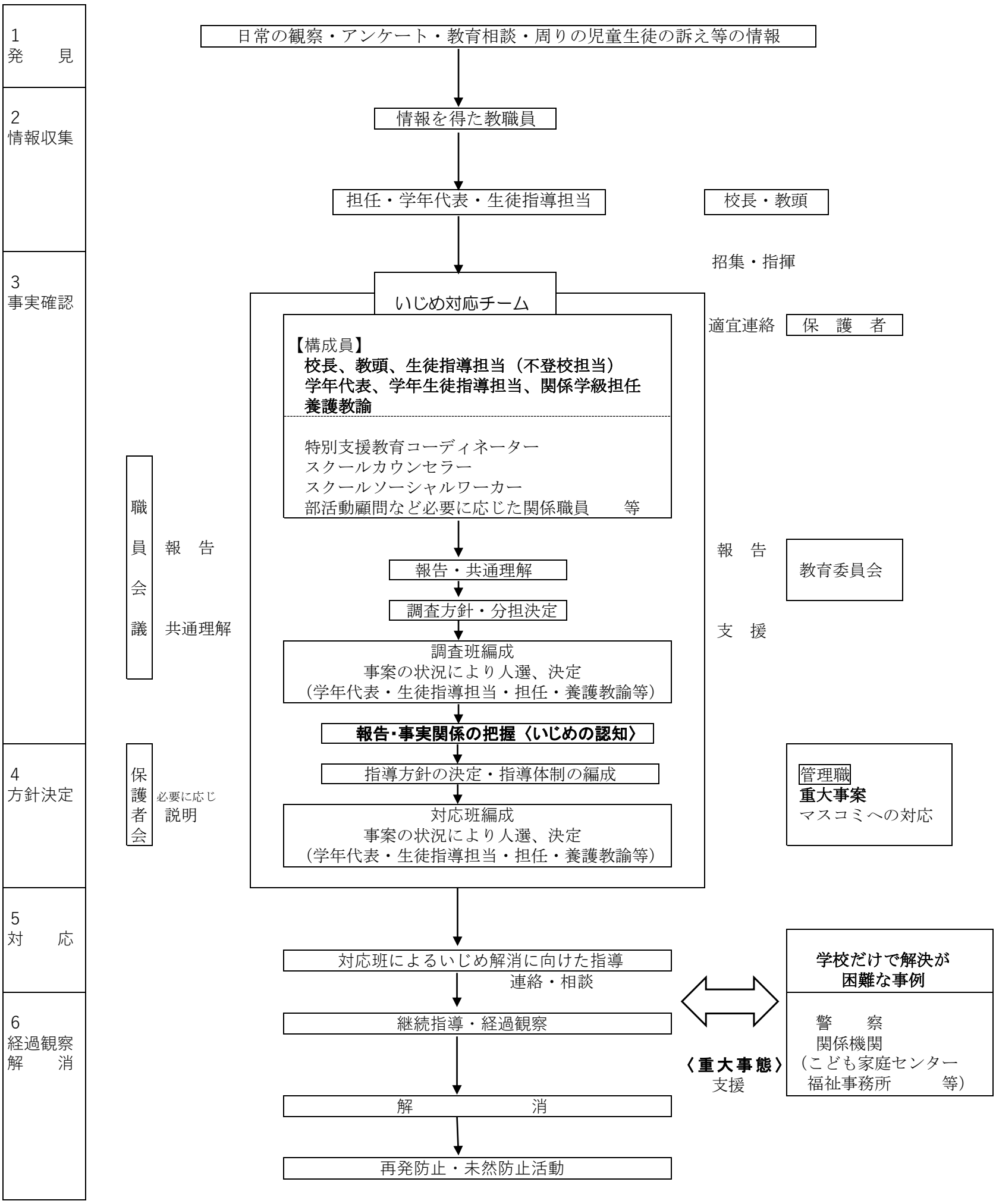

※　いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめの重大事態に該当する疑いが生じた場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合等については、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応する。

※　特にいじめ被害児童生徒及び保護者への支援については、当該児童生徒を徹底して守り通すことを伝えるなど心のケアに努めるとともに、その保護者にも今後の対応方針等を説明し理解を得る。さらにその後も適切に情報提供していく。

※　いじめの解消については、「いじめの防止等のための基本的な方針」による要件に基づき、被害者の立場に立って慎重に判断し、解消と判断した後も再発防止に努める。